

**(仮称) 鹿角市学習文化交流施設基本設計業務公募型プロポーザルにおける
プレゼンテーション及びヒアリング実施要領**

1 プレゼンテーション及びヒアリングの対象者

(仮称) 鹿角市学習文化交流施設基本設計業務公募型プロポーザルにおけるプレゼンテーション及びヒアリングは、(仮称) 鹿角市学習文化交流施設基本設計プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）による第一次審査により選定された者を対象に実施する。

2 プレゼンテーション及びヒアリング

プレゼンテーション及びヒアリングは次により実施する。

(1) 場所

鹿角市交流センター 講堂

住所：鹿角市花輪字荒田 1 番地 1

(2) 日時

平成 23 年 6 月 30 日（木） 10 時～ （受付開始予定時刻 09：30）

(3) 日程

発表者	準備	プレゼンテーション・ヒアリング	片付け
1	10:00～	10:05～10:30	～10:35
2	10:30～	10:35～11:00	～11:05
3	11:00～	11:05～11:30	～11:35
休憩 (11:30～11:40)			
4	11:35～	11:40～12:05	～12:10
5	12:05～	12:10～12:35	～12:40

(3) 出席者

ヒアリング出席者は、管理技術者 1 名、担当主任技術者から 2 名以内、パソコン操作員 1 名の合計 4 名以内とする。なお、原則として、代理者の出席及び指定された者以外の者の出席は認めない。

(4) 実施方法及び留意事項

ア プレゼンテーション及びヒアリングは公開とする。

イ プレゼンテーション及びヒアリングの順番は、くじ引きにより決定した順番及び時間によるものとし、各社の説明を受けた後、審査委員がヒアリングを行う。

ウ プレゼンテーションは 1 者につき 10 分、ヒアリングは 15 分以内とする。

エ 説明資料、パソコン等の準備は、前者のヒアリング終了後の調整時間である 5 分以内に行うこと。

オ プレゼンテーションに際しては、提出した技術提案書の内容のみとし、各社で用意したパソコンを活用して説明すること。

カ プレゼンテーション説明用に事務局でプロジェクター（CASIO XJ-350）及びスクリーン（W 3,600 mm×H 2,700 mm）とマイクを用意する。

3 その他

- (1) ヒアリングの公平性を確保するため、ヒアリング出席者及びその関係者の傍聴は不可とする。また、ヒアリング出席者は、傍聴者からの情報取得も不可とする。
- (2) プレゼンテーションにおいて、あらかじめ提出した技術提案書の内容以外の資料、模型等を使用した場合、技術提案書に虚偽の記載をした場合、技術提案書を無効とする。

○ヒアリング会場図

